福岡県司法書士会	福岡法務局
佐賀県司法書士会	
長崎県司法書士会	
大分県司法書士会	
熊本県司法書士会	
鹿児島県司法書士会	
宮崎県司法書士会	
沖縄県司法書士会	
宮城県司法書士会	仙台法務局
福島県司法書士会	
山形県司法書士会	
岩手県司法書士会	
秋田県司法書士会	
青森県司法書士会	
札幌司法書士会	札幌法務局
函館司法書士会	
旭川司法書士会	
釧路司法書士会	
香川県司法書士会	高松法務局
徳島県司法書士会	
高知県司法書士会	
愛媛県司法書士会	

6　考査手数料

9,000円の額に相当する収入印紙を考査申請書に貼って納付すること。

7　認定者の発表

法務大臣が簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）の発表は、平成26年９月１日（月曜日）の午後４時に考査会場を管轄する法務局に掲示して行うほか、同日の午後４時に法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）にも認定者の受験番号を掲載する。また、前記掲示及びホームページ掲載後、認定者の受験番号及び氏名について、官報に公告する。

なお、認定者本人には、認定証書を交付する。

おって、認定者は認定を受けるに当たり、登録免許税として5,000円の額に相当する収入印紙の納付が必要となるので、別途指定する方法により納付すること。

平成 26 年度司法書士試験に関する公告

司法書士法（昭和25年法律第197号）第６条第１項の規定に基づき、平成26年度における司法書士試験を次のとおり行う。

平成 26 年４月１日　　法務大臣　谷垣　禎一

1　受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。

2　試験期日

筆記試験　平成26年７月６日（日曜日）

口述試験　平成26年10月14日（火曜日）

3　試験の内容

⑴　憲法、民法、商法（会社法その他の商法分野に関する法令を含む。）及び刑法に関する知識

⑵　不動産登記及び商業（法人）登記に関する知識（登記申請書の作成に関するものを含む。）

⑶　供託並びに民事訴訟、民事執行及び民事保全に関する知識

⑷　その他司法書士法第３条第１項第１号から第５号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

4　試験の時間割等

⑴　筆記試験

ア　時間割は、次のとおりである。

	時　間	試験の内容
試験場集合時刻	午前９時	
午前の部	午前９時30分から午前11時30分までの２時間	上記３の⑴
午後の部	午後１時から午後４時までの３時間	上記３の⑵から⑷まで

イ　午前の部の試験（上記３の⑴）及び午後の部の試験のうち上記３の⑶及び⑷については多肢択一式により、午後の部の試験のうち上記３の⑵については多肢択一式及び記述式により、それぞれ実施する。

なお、午前の部の試験の多肢択一式問題、午後の部の試験の多肢択一式問題又は午後の部の試験の記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とする。

⑵　口述試験

筆記試験に合格した者につき、上記３⑵及び⑷に掲げる事項について行う。

⑶　筆記試験免除申請者

平成25年度の司法書士試験の筆記試験合格者については、今回の司法書士試験の筆記試験を免除する。

⑷　法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、平成26年４月１日（火曜日）現在において施行されているものとする。

5　試験場所

⑴　筆記試験

受験申請書類を提出した法務局又は地方法務局が指定した場所

⑵　口述試験

法務局及びその管内の地方法務局における筆記試験の合格者については、その法務局が指定した場所

筆記試験免除申請者については、受験申請書類を提出した法務局が指定した場所

6　受験申請受付期間

平成26年５月12日（月曜日）から同月23日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで。

なお、受験申請書類を郵送によって提出する場合には、書留郵便によるものとし、平成26年５月23日までの消印があることを要する。

7　受験申請書類の提出先

法務局民事行政部総務課又は地方法務局総務課

筆記試験免除申請者については、法務局民事行政部総務課

8　受験手数料

6,600円の額に相当する収入印紙を受験申請書に貼って納付すること。

9　受験申請書等の用紙の交付

受験申請書その他の受験の申請に必要な書類の用紙は、平成26年４月１日（火曜日）から各法務局及び地方法務局において交付する。

なお、郵便によって受験申請書等の用紙を請求する場合には、返送用として、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（120円）を貼った角形２号の郵便封筒を同封すること。

10　筆記試験の結果の発表

平成26年８月11日（月曜日）の午後４時に、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）において、試験問題、多肢択一式問題の正解及び基準点等を掲載する。

筆記試験合格者については、平成26年10月１日（水曜日）の午後４時に、筆記試験の受験地を管轄する法務局又は地方法務局に掲示して行うほか、筆記試験合格者に対して筆記試験合格通知書を発送して行う。また、同日の午後４時に、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）にも筆記試験合格者の受験番号を掲載する。

11　最終合格者の発表

最終合格者の発表は、平成26年11月４日（火曜日）の午後４時に、筆記試験の受験地を管轄する法務局又は地方法務局に掲示して行うほか、同日の午後４時に、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）にも最終合格者の受験番号を掲載する。また、平成26年11月21日（金曜日）の官報において、最終合格者の受験番号及び氏名を公告する。

なお、最終合格者本人には、司法書士試験合格証書を交付する。

おって、今回の筆記試験に合格した者については、その申請によって次回（平成27年度）の司法書士試験の筆記試験が免除される。

平成 26 年度検察官特別考試の施行

平成26年度検察官特別考試の施行について、次のとおり公告する。

平成 26 年４月１日

検察官・公証人特別任用等審査会長

渡邉　一弘

1　筆記試験

⑴　期日　平成26年７月15日（火）から同月17日（木）まで

⑵　場所

東京都　東京高等検察庁（東京都千代田区霞が関１－１－１）